

POSTIME

vol. 14
2025.1



年頭挨拶

年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。旧年中は、一般社団法人全日本ポスティング協会の活動に対し、ご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。心より感謝申し上げます。

昨年は、災害に始まった年でした。昨年1月1日の能登半島地震の自然災害に加え、猛暑や豪雨などの異常気象が続き、国内各地で多くの方々が自然の脅威にさらされることとなりました。また、急激な物価高や世界情勢の緊迫化により先行き不透明かつ変化の激しい状況が続きました。

一方で良いニュースとしましては、パリ2024オリンピック・パラリンピックが盛大に開催され、日本選手の活躍は私たちに多くの感動と希望を与えてくれました。

さて、当協会では、電通様のご協力により完成したポスティング白書の完成発表会を昨年5月9日に東京グランドホテルにて開催し、ポスティング業界の現状を様々な視点から分析した上で、直面する課題と将来の展望について報告いたしました。これは業界初の取り組みであり、当協会が目指す「ポスティング業界の確

立」に向けて大きく前進することができました。今後もポスティング業界を社会で幅広く認知していただくために邁進していく所存です。

デジタル広告の市場規模が急速に拡大するこんな時代だからこそ、手元に届く“ポスティングの需要の活性化”を前面に出し、ポスティング事業の概要である【安全性評価制度・管理責任者制度】の拡充へ向けての活動をしていきましょう。

役員一同、十分に状況を見極めながら協会運営に当たりたいと思います。協会会員様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

今年の干支は、巳年です。へびは、弁財天の使いとされています。巳年が皆様にとりまして、たくさんの福をよび込む年になりますようお祈り申し上げます。

2025年1月

一般社団法人 全日本ポスティング協会
会長 白井 正良



2024年11月 フリーランス法施行！

中小企業診断士・社会保険労務士 廣江篤司

2024年11月1日に「フリーランス・事業者間取引適正化等法（通称：フリーランス法）」が施行されました。ポスティング業者としての注意点について見ていきましょう。

フリーランス法制定の背景

フリーランス法は、フリーランスとして活動する個人が、フリーランスとして安心して働けるよう、取引や契約に関するルールを明確にした法律で、主な目的は、以下の2点にまとめられます。

- ① 取引の適正化: 取引内容の透明性を高め、フリーランスと発注者の間の不平等な関係を是正すること。
- ② 労働環境の整備: 作業条件や相談窓口を整備し、フリーランスが不安なく業務を遂行できる環境をつくること。

フリーランスは、働く時間や場所に柔軟性がある一方で、従業員に比べて労働権の保護が弱く、クライアントとの契約条件や支払いの不透明さが問題となっていました。このような背景から、フリーランスを取り巻く環境を改善するための法律が制定されました。

一見似ているように思える法律に下請法があります。下請法は主に製造業や修理業の中小企業を対象にしているのに対し、フリーランス法は個人事業主として働くフリーランス全般を対象とし、より幅広い取引や業界に適用されます。両者を理解して、適切に使い分けることが重要です。

フリーランスの定義

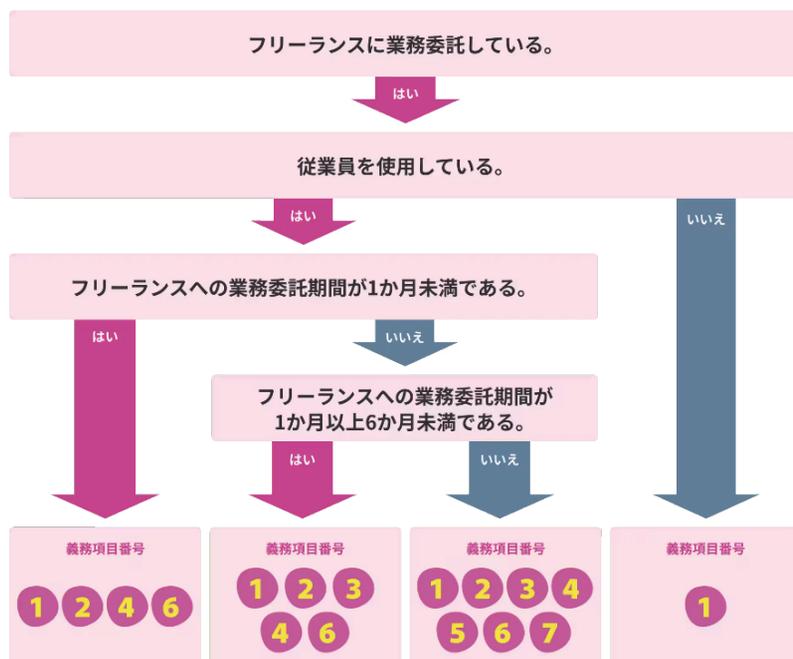
「フリーランス」とは、雇用関係を持たず、個人として事業活動を行う者を指します。主に報酬を得ることを目的に、クライアントと契約を交わし、自らの裁量で業務を遂行する働き方が特徴です。

ポスティング会社の場合、以下のような立場の人がフリーランスに該当する可能性があります。

- ・ 配布スタッフ（ポスティング要員）：雇用契約がなく、業務単位で報酬を受け取る働き方の人。
- ・ 配布チームのリーダーや個人事業主：自身の裁量で業務を遂行し、他の配布員を統括する役割を担う人。

対応すべき内容の判断

発注事業者や業務委託期間で義務の内容が異なります。（出典：公正取引委員会 HP 特設サイトより）



義務の内容（遵守事項）

前述の義務事項番号ごとの実施すべき内容は以下の通りです。

多くの場合には、前述の判断図で、義務事項番号①への対応が中心になるのではないのでしょうか。

① 書面などによる取引条件の明示

業務委託をした場合、直ちに書面または電磁的方法（メール、SNS のメッセージ等）で取引条件を明示する義務があり、明示する事項は9つです。

- 1) 給付の内容（仕事内容）
- 2) 報酬の額（仕事の対価）
- 3) 支払期日（業務委託料支払日）
- 4) 業務委託事業者・フリーランスの名称（委託先名）
- 5) 業務委託をした日（業務委託発注日）
- 6) 給付を受領する日/役務の提供を受ける日（業務を遂行してもらいたい日など）
- 7) 給付を受領する場所/役務の提供を受ける場所（どこで業務を実施してもらうのか）
- 8) 検査完了日（終了納期）
- 9) 報酬の支払方法（報酬の支払い方法）

明示方法は、口頭での明示は NG で、書面または電磁的方法かを発注事業者が選びます。発注書や作業指示書には記載されていない内容がある場合には、改善が必要です。

② 報酬支払期日の設定・期日内支払

報酬の支払期日は、発注した物品等を受け取った日（業務実施日）から数えて 60 日以内のできる限り短い期間内で定め、一度決めた期日までに支払う必要があります。

③ 7つの禁止行為

- 1) 注文した物品または情報成果物の受領を拒む受領拒否
- 2) あらかじめ定めた報酬を減額すること
- 3) 受け取った物品を返品すること
- 4) 類似品等の価格または市価に比べて、著しく低い報酬を不当に定めること
- 5) 指定する物・役務を強制的に購入・利用させること
- 6) 不当に金銭、労務の提供等をさせること
- 7) 費用を負担せずに注文内容を変更し、または受領後にやり直しをさせること

④ 募集情報の的確表示

フリーランスを募集する際に募集情報を提供する場合には、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならず、また、募集情報を正確かつ最新の内容に保たなければなりません。

⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮

フリーランスに対して6か月以上の業務を委託している場合、本人の申出に応じて育児や介護などと業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければなりません。

また、6か月未満の業務を委託している場合も配慮するよう努めなければなりません。

⑥ ハラスメント対策に関する体制整備

ハラスメントによりフリーランスの就業環境が害されることがないように、相談対応のための体制整備などの必要な措置を講じなければなりません。例えば、従業員に対してハラスメント防止のための研修実施や相談窓口の設置などです。

⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示

6か月以上の業務を委託している場合で、その業務委託に関する契約を解除する場合や更新しない場合には、少なくとも30日前までに、①書面②ファクシミリ③電子メール等による方法でその旨を予告しなければなりません。

違反した場合の措置

フリーランス法に違反した場合、事業者には「行政指導」「悪質事業者の公表」「罰則の適用」の措置が取られる可能性があります。

それ以上に、取引停止のリスクがあります。フリーランスとの信頼関係が失われることで、今後の取引に影響を及ぼす可能性がありますし、行政指導や公表を理由に顧客からの信頼失墜の可能性もあります。事業者としては、これらのリスクを回避するためにも、フリーランス法の遵守を徹底し、適切な取引を実施することが重要です。

まずは、「書面などによる取引条件の明示」について対応できているのか、再確認をしてみましょう。

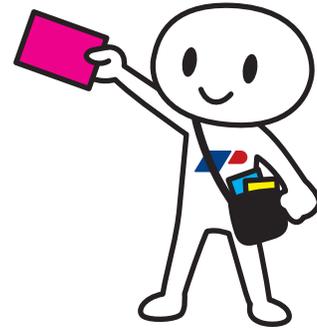
青年部会よりお知らせ

協会青年部です。2024年の管理責任者の更新は18名でした。2025年は49名が更新予定となっております。

ポスティング業界の今後の発展において現場の品質向上は重要なものです。その中核を担う現場管理者の育成・教育は必須だと思われま

す。そのためにも今年は新規の管理責任者検定も実施させていただきます。1人でも多くの仲間に出会えることを期待しています。

管理責任者証



忘年会 2024

恒例の忘年会を、昨年の12月11日(水)に新宿トラットリア・ブリッコラにて盛大に行いました。

日本全国から50名以上の方に参加して頂きました。2025年に向けての抱負を語り合ったり、情報交換したりと大変盛り上がりしました。

こういった場は、いつもと違ったエリアの仲間たちと過ごせる時間も醍醐味の1つですね！本年も12月に開催予定ですので、宜しく願いいたします。



編集後記

新年あけましておめでとうございます。今回も4ページでの発行になりました。最後までお読みいただき、ありがとうございます。近年の虚礼廃止の流れに加えて物価高やSNSの普及も重なり、これを機に年賀状を廃止された方が増えているようです。長年にわたり常識のように存在していたものが急激に変化していく時代の中で、我々の業界も社会に認められた有益な広告媒体への進化が不可欠です。営利目的や損得勘定を排除して、会員会社が力を合わせて業界全体のことを考えた活動ができるのは協会だけです。引き続き協会の各種活動へのご協力を宜しく願いいたします。

記 川井・岡田

発行

一般社団法人 全日本ポスティング協会

発行責任者：川井 慎太郎
編集：岡田 卓也

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 3-7-18
エキスパート新横浜 725

☎ 045-595-9686 FAX 045-595-9680
✉ info@posting.or.jp



全日本ポスティング協会
ALL JAPAN POSTING ASSOCIATION